

3．新しいスポーツ倫理の原則～「インフォームド・コンセントに基づく自己決定」と「開放性」

本研究のまとめとして、バイオエシックスの原則に基づく新しいスポーツ世界の倫理原則を提示する。結論を先取りすれば、前述までの議論で抽出された原則のうち、「インフォームド・コンセントに基づく自己決定」の原則を全面的にスポーツ世界に導入することを提言する。それは、パターンリズムを最少限に留め、自己決定権をできる限り保証し、選手・スポーツ団体の決定主体の自律・自立や紛争解決能力を向上させることが、未来のスポーツ世界には不可欠と考えるからである。選手と支援スタッフの関係におけるスポーツ（倫理）問題は、大半がパターンリズム的傾向があった。自己決定というより他者決定に従い、スポーツ実践や研究が行われてきた。そこには、「選手自身のため」とか、「スポーツ科学の進歩のため」と称して、指導者や研究者が他者決定してきた歴史がある。しかし、繰り返しになるが、私的自治の原則に基づく個人の自律（個人レベルの自律）、あるいは、民族の自決（集団レベルの自律）といった、自己決定権の流れは、今や世界の趨勢である。それは、他者決定から自己決定へという決定主体の転換の要求である。

ナチス時代の人体実験への反省を下に制定された「ニュールンベルク倫理綱領」（第二部資料参照）や「ヘルシンキ宣言」（同資料参照）は、医療現場だけでなく、スポーツ世界にも導入すべきである。なぜなら、スポーツ世界は、冒頭で記したルンベアの小説に登場した選手や、ラウラが予測する遺伝子工学による選手の改造や誕生が物語るように、選手や被験者が単なる指導者や研究者の興味対象になる危険性があるからである。指導者や研究者の決定は、あくまで他者決定であり、主体となる選手や被験者が、十分な情報に基づいて自己決定すべきと判断する。決定主体を自己に転換させれば、愚行を行ったり、研究の遅滞を招く場合もある。しかし、選手の試行錯誤や研究の遅滞を寛容し、決定主体の自律・自立や問題解決能力を向上させなければ、指導者や研究者は、選手への精神的、身体的加工を意のままに行う懸念がある。科学技術は、これまでスポーツ世界に導入されてきたし、今後も積極的に導入されることは必定である。そこでの決定主体の判断能力を涵養することが、これからのスポーツ世界の必須条件である。従来まで

のように指導者や研究者の私的判断を全面的に信頼できる状況ではないと考えられる。

「選手のため」「研究のため」といった他者決定を少なくし、自己決定権を前景に据え、インフォームド・コンセントの原則を指導者や研究者に遵守させることが、新しいスポーツ世界には不可欠と結論づけたい。しかし、ベン・ジョンソンの失格事件の解明が示すように、我々は、フランシス・コーチやアスタファン医師が行った、成人選手（ベン・ジョンソン）へのインフォームド・コンセントの遵守をどのように評価すべきだろうか。成人選手の場合、「インフォームド・コンセントに基づく自己決定」原則の遵守だけであれば、フランシス・コーチやアスタファン医師の薬物等ドーピング処方、正当化されてしまうだろう。そのため、スポーツに關与する指導者や研究者に必要な事項を列挙すれば、以下のようなだろう。

形式的なインフォームド・コンセントが必要なのではなく、実質的なインフォームド・コンセントが求められる。

選手の指導や研究の推進に対しても倫理規範（ヒポクラテスの誓い、ニュールンベルク倫理綱領、ヘルシンキ宣言、等々）を遵守すると共に、選手の弱い立場や被験者への侵襲行為レベルによって、第三者から構成される審査機関を設置する必要がある（第二部資料の「体育学研究における研究者の倫理について」および「名古屋大学総合保健体育科学センターにおけるヒトを対象とする研究に関する内規」参照）。

指導者や研究者にとって最重要の専門的資質として、善き指導者・研究者の理念を位置づける。

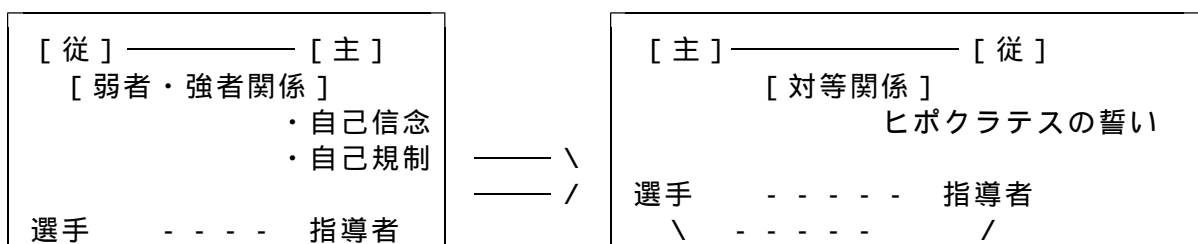
以上のように、高い倫理性を有する支援スタッフが輩出されなければ、未来のスポーツ世界は崩壊の一途を辿ると予言しても差し支えないだろう。

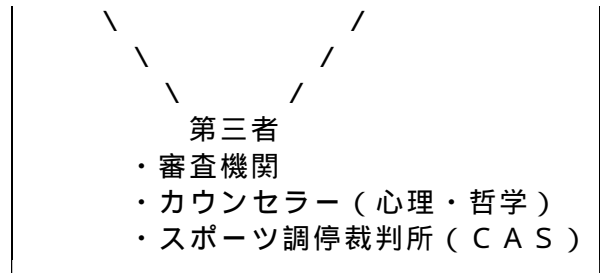
以上の議論を踏まえて、スポーツ指導の過去・現在と将来のあるべき関係、さらに、スポーツ科学研究の過去・現在と将来あるべき関係に分けて、具体的に図示すれば、以下のようなだろう。

<スポーツ指導の過去・現状と将来のあるべき関係>

[過去・現在]

[あるべき関係]





過去のスポーツ指導は、上記の左図に示すように、指導者の指示を無批判的に選手が受容する（ ）という関係で構成され、同時にその関係は、強者と弱者と同義であったと考えられる。指導者は、時には「選手のため」、時には「チームのため」を使い分け、自己信念を指導に反映させてきた。指導と暴力（体罰、しごき）の境界線は指導者自身の判断であり、それを抑制するのは自己規制であった。つまり、閉鎖的な時空間の中で、指導者の自己規制を信頼して指導が展開されてきた。これが、従来そして現在の指導の実態と言えないだろうか。

当然、自己信念と自己規制を正常に機能させる指導者も多い。しかし、指導者の体罰やしごきが表面化する事例は少なからず見受けられるし、多くの場合は、閉鎖的な時空間の中で秘密裏に処理されたり、強者と弱者の関係によって、選手が一方的に受苦することで表面化しなかったと言えるだろう。さらに、指示を無批判的に受容する選手の姿勢は、指導者の管理下ならば行為規制が働くとしても、管理外においては、自律・自立した人間として十全なる行為規制がなされているとは言えない。その理由は、指導者が選手自身の自己決定場面を狭隘にし、自らが熟慮して行為する経験に乏しいからである。

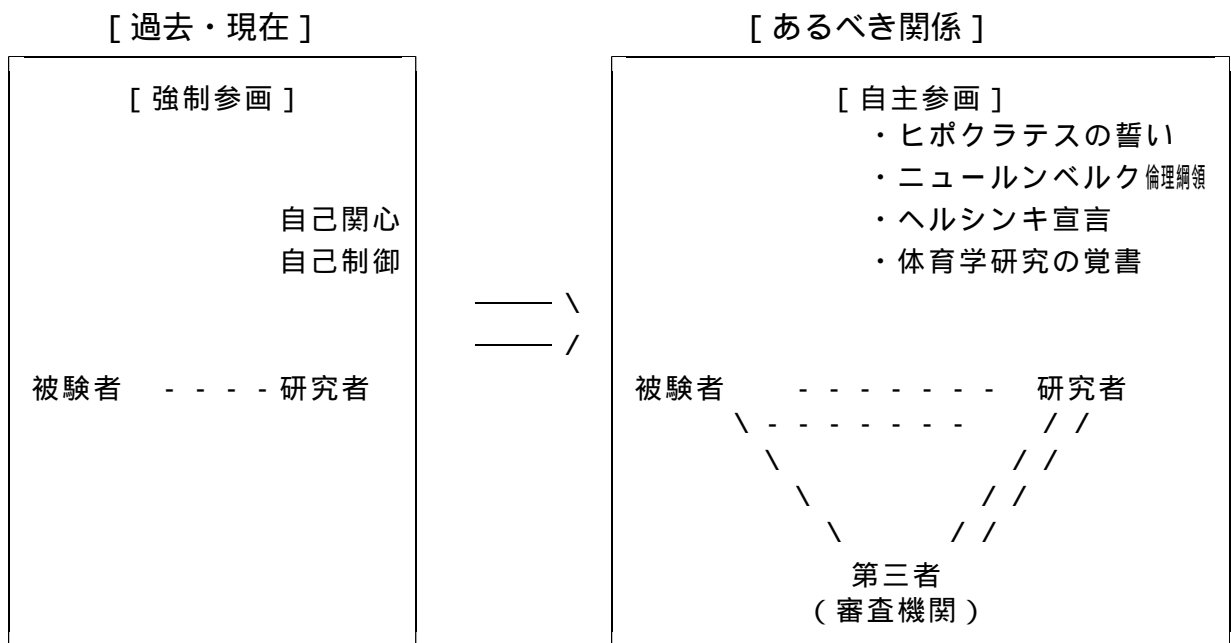
未来のスポーツ指導のあるべき関係は、上記の右図のような関係が求められる。まず、指導者は、「チームや自分自身のため」ではなく「選手のため」を基点に、可能な限り指導目的や内容を選手に伝え（ ）、選手に同意（ ）を求めた上で、指導を開始するのである。つまり、インフォームド・コンセントの原則を導入し、そこでの関係は、従来の主従関係ではなく、対等関係・相互関係を構成するのである。

その一方で、指導者と選手との強者・弱者関係によって弊害が生じる可能性も否定できない以上、第三者の審査機関の設置が求められる。その審査機関には、指導者の行為を評価するだけでなく、選手への心理的カウンセリング、また様々な価値観を教育する哲学的カウンセリングを含む必要がある。国際的な競技選手の場合には、スポーツ調停裁判所(The Court of Arbitration for Sports Affairs) の機能を強化する必要もあろう。選手は、指導者への疑義が生じ、十分な指導改善が求められない場合には、第三者に対し

て異議を申し立て(), 第三者審査機関は, 審議の上, 指導者に対して改善を要請するのである()。強者と弱者の関係によって, 選手の自発的な同意が不可能な場合には, こうした第三者が指導者に介入することになる。指導者の自己信念, 自己規制が十分に機能しない場合には, 第三者審査機関が, 選手を保護するという意味でのパターンリズムを適用すべきと考える。従来の指導が閉鎖的時空間で行われてきたことによる弊害を, 開放させることによって是正しようとする。これは, 閉鎖性から開放性というベクトル転換を意味する¹⁶⁾。

次に, スポーツ科学研究の過去・現在と将来のあるべき関係を考察する。その理由は, ルンベアの小説に登場する改造選手やラウラの遺伝子工学の利用には, 人体実験への危惧が否定できないからである。特に, スポーツ(医)科学の研究においては, 被験者の強制的徴集(Conscription)が倫理的問題となる。スポーツ(医)科学研究の過去・現状と将来のあるべき関係を示せば, 以下のようになる。

<スポーツ(医)科学研究の過去・現状と将来のあるべき関係>



ハンス・ヨナス(H.Jonas)は、『人体実験についての哲学的考察』⁷⁾の中で, 人体実験, 特に被験者の徴募に関して重要な主張をする。彼は, 科学者が専門的能力を有するが故に, 科学研究を行う有資格者であることは否定しないが, 「科学研究者が大いに利害関係を持った当事者であるということは, 彼のことを疑わしく感じさせもする。実際それも, 純粋に公共善への利害関係だけでなく, 科学的企てそのものや『自分の』計画や, さら

には自分の職業的成功への利害関係さえ持っている」(ヨナス⁷⁾ p.198) ことから、研究者集団と公共機関とによる特殊な規制が必要になってくると述べる。つまり、第三者の審査機関を求めるのである。

さらに、被験者の適確条件として、「被験者が実験の目的に対して持つ完全で真正な同感(Identification)が必要」(ヨナス⁷⁾ p.198) とし、科学者集団の中から被験者を集めるべきとする。つまり、研究目的に対して、「最も強い動機を持った人たち、最も高い教育を受けた人たち、そして、共同体の中で最も隷属性の少ない構成員たちから」(ヨナス⁷⁾ p.199) 被験者を探し求めるべきと主張する。そして、科学者が被験者として最も集めやすい人々、つまり、暗示にかかりやすい人々、無知な人々、依存的な人々、虜囚的な人々への誘惑を断ち切るべきだと言う。

このヨナスの主張を背景に、過去・現在の被験者が置かれた状況を考えてみよう。上記の左図が示すように、これまでのスポーツ(医)科学研究は、研究者の公共善を目指した自己関心から研究が始まり、被験者を集めて実験が遂行されてきた()と言える。そこには、教官と学生といった言わば、強者と弱者の関係に基づいて被験者となっている場合もある。ヨナスの主張に従えば、強者と弱者の関係に基づく被験者の強制的徴集には異議が寄せられよう。被験者として相応しい条件は、先ず持って科学者集団からの徴募であり、次に、研究に共感する人々からの被験者の徴募である。

これからのスポーツ(医)科学研究には、上記の右図のような関係性が求められる。つまり、まず、研究者は、ヒポクラテスの誓い、ニュールンベルク倫理綱領、ヘルシンキ宣言、体育学研究の覚書の諸条件を遵守し、研究計画を立案する。次に、その研究計画を第三者の審査機関で審議する()。第三者の審査機関で承認された()研究の内、研究目的、内容、方法、意義、予測される危険や害、等々を十分に被験者に情報を与えた上で()、被験者としての同意を取り付ける()。被験者としての同意を与える時、実験が遂行中、実験後に問題が生じれば、第三者の審査機関へ提訴できるものとする()。これまでのスポーツ(医)科学研究への強制的参画(強制的徴集)を是正し、被験者が自主的参画(徴募)できるよう関係性を変革する必要がある。

この点は、スポーツ指導における指導者と選手の関係と同様、閉鎖的な空間で遂行するのではなく、第三者の審査機関への研究開示を出発点にした「開放性」の原則を遵守すべきと考えられる。

以上をまとめると、これからのスポーツ世界(実践、指導、研究を含めて)は、決定

主体を，指導者や研究者から選手，被験者自身に転換し，実質的インフォームド・コンセントに基づいて自己決定する環境を創り上げることが重要であり，それが開かれたスポーツ世界を保証することになる^{*1)}。本研究の諸事例が示すパターナリズムに基づく他者決定の限界を認め，自律・自立や問題解決能力を涵養する多くの機会を決定主体に与えることによって，様々なスポーツ（倫理）問題をスポーツ世界の内部から改善していく方向性が求められる。その際，科学技術の進歩と支援スタッフの倫理性とが不均衡になることを防止する上でも，第三者から構成される審査機関の設置が必要である。これが，従来の閉鎖的な指導環境，研究環境を開放するという意味での「開放性」原則の導入である。「インフォームド・コンセントに基づく自己決定」原則，および自己決定を補完する意味での「開放性」原則の導入によって，スポーツ世界の内部変革が期待できるであろう。しかし，今後，これらの原則が導入され，遵守されなければ，未来のスポーツ世界は，必ずや内部から崩壊することを予言して，本研究を閉じることにする。

注

*1) 研究の場合，最低限，被験者を公募性にすることが求められよう。

引用・参考文献

- 1) 朝日新聞，夕刊，1996年5月8日付
- 2) 朝日新聞，1996年7月8日夕刊，新「英雄」の時代 1「ドーピング」
- 3) エンゲルハート著，加藤・飯田訳（1989）バイオエシックスの基礎づけ．朝日出版：東京．
- 4) フェイドン，ビーチャム，酒井忠昭，秦 洋一（訳）（1994）インフォームド・コンセント～患者の選択．みすず書房：東京．
- 5) グラバ - 著，加藤・飯田訳（1996）未来世界の倫理～遺伝子工学とブレインコントロール．産業図書：東京．
- 6) 花崎皋平，川本隆史（1998）自己決定権とは何か．現代思想，26-8:44-56.
- 7) ヨナス，谷田信一訳（1988）人体実験についての哲学的考察．エンゲルハート，ヨナス他，加藤尚武，飯田巨之編，バイオエシックスの基礎．東海大学出版会：東京．
- 8) 加藤尚武（1996）技術と人間の倫理．NHK出版：東京，pp.230-248.
- 9) キンブレル著，福岡伸一訳（1995）ヒ - マンボディショップ．化学同人：京都，pp.

212-235.

- 10) Laura, R. (1991) The Doping Problem in Sport: From Drugs to Genetic Engineering. (In) Laura, R. S. & White, S. W. (Eds) Drug Controversy in Sport : The Socio-Ethical and Medical Issues. Allen & Unwin : Sydney.
- 11) ルンドベルグ (1959) オリンピックの走者 () - 1996年のオリンピック競技の報告 - . 体育とスポーツ, 10 : 10 .
- 12) クヌーズ・ルンベア著, 木村由利子訳 (1996) オリンピック男子陸上800メートル 決勝～あるオリンピックアスリートの悲劇～ . ビネバル出版 : 東京.
- 13) NEWTON 編集 (1996) 「クローン人間の衝撃」からだのサイエンス, pp.146-147.
- 14) 田中成明 (1994) 法理学講義 . 有斐閣 : 東京, p.145.
- 15) 立岩真也 (1997) 私的所有論 . 勁草書房 : 東京 .
- 16) 立岩真也 (1998) 空虚な～堅い～緩い・自己決定 . 現代思想, 26-8:57-75.